



2010年度
金融窓口サービス技能検定・学科試験

1級 テラー業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の問題は、金融商品コンサルティング業務との共通編と選択科目編(テラー業務)から構成され、問題数は共通編20問(×式10問, 四答択一式10問)と選択科目編30問(四答択一式15問, 語群選択式(四肢)15問)の計50問です。
3. 筆記用具, 計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り, 2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁, 印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。

学科試験合格者に対する実技試験は、2010年10~11月に実施します。解答用紙の実技試験受検希望地を1つ選び、マークしてください。

8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/telar/list/telar/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

共通編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
 - ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 = 独占禁止法
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

- (1) 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻した場合に、すでに支給が開始されている個人年金保険の年金額は、年金開始時の年金原資が確定しているため、減額されることはない。
- (2) 通知預金は、法人、個人を問わず預け入れることができ、通知預金規定上、一般に預入日から7日間の据置期間が定められているが、その後はいつでも解約可能であるとされており、資金が必要になった場合すぐに払い戻すことができる。
- (3) 「任意後見契約に関する法律」に基づく任意後見契約によって任意後見受任者となった者には、任意後見契約の締結と同時に代理権が与えられるため、金融機関が取引を行う場合は、本人ではなく、任意後見受任者を相手として取引を行う必要がある。
- (4) 不動産投資信託(J-REIT)の上場にあたっては、金融商品取引所が定める一定の要件を満たす必要があり、東京証券取引所の基準では、「運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率が50%以上となる見込みのあること」、「運用資産等の総額に占める、不動産等、不動産関連資産および流動資産等の合計額の比率が、上場の時までに75%以上となる見込みのあること」、「純資産総額が、上場の時までに5億円以上となる見込みのあること」などの要件が定められている。
- (5) 源泉徴収ありの特定口座内において行う上場株式等の譲渡による損益については、原則として確定申告は不要であるが、他の特定口座の譲渡損益と通算する場合や、譲渡所得の損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得とを通算する場合、また、上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除の特例の適用を受ける場合等には、確定申告が必要となる。
- (6) 終身保険は、保険期間を限定せず、一生涯保障が続く生命保険であり、被保険者が死亡したときまたは高度障害状態になったときに保険金が支払われる。終身保険には、特約として定期保険を付加した定期保険特約付終身保険があり、働き盛りの保障を手厚くしたいというニーズに対応している。
- (7) 外貨預金は、円を外貨に換えて預け入れる場合、預入れ時と解約時の為替相場(仲値)が同一であれば、円ベースで元本を割る余地はない。

- (8) 債券の信用リスクとは、発行体の倒産等により元利金の全部または一部が支払われなくなる等のリスクをいい、発行体の所在する国に係るカントリーリスクも信用リスクの一種であるといえる。
- (9) 金融商品販売業者等が、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ勧誘方針を定めなければならないが、この勧誘方針には、勧誘の適正の確保に関する事項として、照会・苦情の受付窓口の連絡先および社内研修体制の整備について記載しなければならないことが、金融商品販売法において明記されている。
- (10) 金融商品取引業者等は、投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、特定投資家を含むすべての顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行う必要がある。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) 預金保険制度について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 預金保険は、預金者が国内の金融機関に預金するだけで自動的に付保され、保険料は各金融機関が毎年預金保険機構に納付し、預金者が特段の手続をとる必要はない。
2. 決済用預金を除く預金等については、金融機関ごとに名寄せされ、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までが保護の対象となるが、これに対する利息は保護されない。
3. 外貨預金は預金保険の対象とならないが、円建預金であれば、外国銀行在日支店等に預け入れられた預金も国内金融機関の預金と同様に預金保険の対象となる。
4. 金融機関破綻時の預金者保護の方式としては、破綻金融機関を救済する金融機関が預金を引き継いで払戻し等を行う方式がとられ、預金保険機構が預金者へ保険金を直接支払う方式がとられることはない。

(12) ゆうちょ銀行の定期貯金について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. ゆうちょ銀行の定期貯金は、預入金額が1,000円以上1,000円単位であり、預入期間は1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年のいずれかを選ぶことができる。
2. ゆうちょ銀行の定期貯金の金利は、預入期間1年未満は単利、1年以上は半年複利で計算される。
3. ゆうちょ銀行の定期貯金を預入期間内に払戻しする場合の利息は、満期までの約定利率で約定利息額を算出したうえで、日割計算による未経過期間相当の利息が控除される。
4. ゆうちょ銀行の定期貯金は、預入期間経過後に、同じ預入期間の定期貯金に自動継続することができるが、自動継続扱いの対象は元金のみであり、利息は通常貯金に自動預入される。

(13) 制限行為能力者との取引について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 未成年者AがX金融機関を貸主とする500万円の金銭消費貸借契約を締結するには、原則として法定代理人の同意を要するが、法定代理人がAの両親である場合には、どちらか一方の同意で足りる。
2. 未成年者Bの親権者CがX金融機関から500万円を借り入れるにあたって、CがBに代わって、Bを連帯保証人とする保証契約をX金融機関との間で締結した場合、この契約は無効である。
3. 成年被後見人Dが、成年後見人Eの同意のもとに、X金融機関を貸主とする1,000万円の金銭消費貸借契約を締結した場合、原則としてその契約は取り消すことができる。
4. 被保佐人Fが、保佐人Gの知らぬ間にX金融機関を貸主とする1,000万円の金銭消費貸借契約を締結した場合、その契約は取り消すことができる。

(14) MMFとMRFについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. MMFの購入単位は1万円以上1円単位であるが、MRFの購入単位は1円以上1円単位である。
2. MMF, MRFは、いずれも実績分配型の投資信託であるが、一般にMRFのほうがMMFよりも利回りが高い。
3. MMF, MRFは、いずれもいつでも解約することができるが、MMFについては、購入後一定期間内に解約した場合、1万口につき10円の信託財産留保額が徴収される。
4. MMF, MRFの収益分配金は、1円単位で毎日計上され、分配金に係る税金を差し引いたうえ、毎日、自動的に再投資される。

(15) 国内公募株式投資信託の中途換金時の課税について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 公募株式投資信託を解約請求の方法により中途換金し、解約益が生じた場合には、株式等の譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率で課税される。
2. 公募株式投資信託を買取請求の方法により中途換金し、譲渡益が生じた場合には、株式等の譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率で課税される。
3. 公募株式投資信託を解約請求の方法により中途換金し、解約損が生じた場合には、上場株式等の譲渡損失として、他の株式等の譲渡益から控除することができる。
4. 公募株式投資信託を解約請求の方法により中途換金し、解約損が生じた場合には、すべての株式等の配当所得と通算することができる。

(16) 固定利付債券に係る債券価格の変動要因について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、市場金利が上昇すると債券価格は下落し、市場金利が下降すると債券価格は上昇する。
2. 一般に、満期が同じであれば、クーポンが高いほど市場金利変動時の債券価格の変動が大きく、クーポンが低いほど市場金利変動時の債券価格の変動が小さい。
3. 一般に、物価が下落すると債券価格は上昇する傾向があり、物価が上昇すると債券価格は下落する傾向がある。
4. 一般に、公共投資等により国債発行が増加すると債券価格は下落する傾向があり、緊縮財政等により国債発行が減少すると債券価格は上昇する傾向がある。

(17) 変額個人年金保険について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 変額個人年金保険は、積立金を特別勘定で運用し、その運用実績を1カ月分まとめ、毎月、積立金に反映する仕組みになっている。
2. 変額個人年金保険は、保険業法上の特定保険契約に該当し、原則として、その販売にあたっては金融商品取引法の行為規制が準用される。
3. 変額個人年金保険は、年金支払開始時までには特別勘定で運用されるが、年金支払開始後は、一般勘定で運用されるものと、引き続き特別勘定で運用されるものとの2つのタイプがある。
4. 変額個人年金保険は、一般に、複数の特別勘定で運用され、契約者が特別勘定に繰り入れる資金の割合を指定・変更できる商品もある。

(18) 国内金融機関に預け入れられた外貨預金に対する課税について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 外貨預金の利息は、円貨建ての預金の利息と同様、利子所得として源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）の対象となる。
2. 外貨預金の預入時に先物為替予約を締結せず、満期時の元本と利息の円貨受取額を確定させなかった場合、満期時に元本について生じた為替差益は、雑所得として総合課税の対象となる。
3. 外貨預金の預入時に先物為替予約を締結し、満期時の元本と利息の円貨受取額を確定させた場合、満期時に元本について生じた為替差益は、雑所得として源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）の対象となる。
4. 外貨預金の満期時において為替差損が生じた場合、確定申告することで、他の各種所得と損益通算することができる。

(19) 金融商品販売法、金融商品取引法、消費者契約法それぞれの違反の効果について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等は、顧客に対し断定的判断の提供等を行ったときは、金融商品販売法違反として、同法に基づく業務改善命令などの行政処分を受けることがある。
2. 金融商品取引法は金融商品取引業者等に対する行為規制を定めており、金融商品取引業者等が同法に違反する行為を行ったことにより顧客が損害を被ったとしても、顧客は同法に基づき、当該金融商品取引業者等に対して損害賠償請求を行うことはできない。
3. 事業者の不実告知等の消費者契約法に違反する行為があった場合、個人の顧客（個人事業主を除く）は、同法に基づき、事業者に対して損害賠償請求を行うことができる。
4. 金融商品販売法、金融商品取引法、消費者契約法は、それぞれ適用場面が異なり、1つの行為について、2つ以上の法律が重複して適用されることはない。

(20) デリバティブ取引の契約締結前交付書面において記載すべき事項について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 顧客から手数料等を徴収する方法は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれる。
2. 当該デリバティブ取引に関する主要な用語は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれない。
3. 当該デリバティブ取引に関する租税の概要は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれる。
4. 当該デリバティブ取引等に基づき発生する債務の履行の方法および当該デリバティブ取引等を決済する方法は、契約締結前交付書面に記載すべき事項に含まれる。

テラー業務編

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) 金融機関の守秘義務について、次のア～ウの記述のうち、不適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 守秘義務の対象となる情報とは、信用情報、取引情報等の非公開の顧客情報であり、たとえば有価証券報告書、商業登記簿から得られる情報等の公開情報は含まれない。
- イ 金融機関およびその役職員は、顧客との取引によって知った情報について守秘義務を負っており、この情報を正当な理由なく他に漏らせば、法律上、債務不履行責任または不法行為責任を問われうる。
- ウ 金融機関と取引先との訴訟において、金融機関が自己の権利を守るために必要な範囲で当該取引先についての資料を裁判所に提出することは、守秘義務に抵触しない。

- 1. 0
- 2. 1つ
- 3. 2つ
- 4. 3つ

(22) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」という)について、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1. 本人確認未済の理由により口座開設に至らなかった場合は、「疑わしい取引」の届出をする必要はない。
- 2. 一度本人確認をしている顧客との取引については、本人確認済みの顧客であることが確認できれば、再度の本人確認をする必要はいっさいない。
- 3. 金融庁が示している「疑わしい取引の参考事例」に合致しない取引であれば、「疑わしい取引」としての届出をする必要はない。
- 4. 他人になりすまして預金契約に係る役務の提供を受けることを目的として、預貯金通帳等を譲り受けるなどの行為をした者には、刑事罰が課される。

(23) 各種預金の法的性質について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 預金契約は、要物契約である消費寄託契約であり、預金契約の成立後は原則として銀行のみが債務を負担する。
2. 普通預金は、返還の時期の定めのない消費寄託契約である。
3. 当座勘定取引契約は、手形・小切手の支払委託契約と消費寄託契約の混合契約である。
4. 定期積金は、定期預金と同様、期限の定めのある消費寄託契約である。

(24) 勤労者財産形成貯蓄制度について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 勤労者財産形成年金貯蓄の要件には、預入対象者が事業主に雇用される満55歳未満の勤労者であること、5年以上の期間にわたって毎年1回以上定期的に積立を行うこと、一人1契約であることなどがある。
2. 勤労者財産形成住宅貯蓄の要件には、預入対象者が事業主に雇用される満55歳未満の勤労者であること、5年以上の期間にわたって毎年1回以上定期的に積立を行うこと、一人1契約であることなどがある。
3. 勤労者財産形成年金貯蓄の年金支払開始時期は、満65歳以降の日で契約で定める日からであり、5年以上20年以内の期間にわたり、毎年一定の時期に支払が行われる。
4. 勤労者財産形成住宅貯蓄で積み立てられた資金は、住宅の取得のための頭金等の支払に充当する目的で払出しが可能であるが、この場合の「住宅の取得」には、土地のみの取得は含まれない。

(25) 譲渡性預金について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 銀行が取り扱う預金商品には、通常、預金規定において譲渡禁止特約が付されており、預金債権の譲渡が禁じられているが、譲渡性預金には譲渡禁止特約が付されていない。
2. 譲渡性預金は、預金証書をもって手形交換または代金取立の方法によって取り立てることができる。
3. 譲渡性預金の預金規定において、預金を譲渡するにあたって銀行所定の譲渡通知書を取扱店に提出すべき旨を定めている場合、銀行所定の書式によらない譲渡通知書が送達されたときは、有効な譲渡はなされなかったものとして取り扱う。
4. 譲渡性預金が譲渡され、銀行に譲渡通知書が送達された場合でも、銀行は、従来の預金者に対して譲渡通知書到達前に有していた抗弁を、新預金者（譲受人）に対して主張することができる。

- (26) 当座勘定取引の開始にあたっての確認事項について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 当座勘定取引は他の預金取引と異なり、顧客に手形や小切手を振り出すことを認めることとなるため、信用が確実でない先と取引をすべきでない。
 2. 株式会社の商業登記簿の登記事項証明書を徴求しても、代表権を有している者として公示されている者の氏名を確認することはできない。
 3. 顧客から当座勘定取引開始の申出があった場合には、手形交換所の取引停止処分の有無、営業内容、業歴、世評等の信用調査を行う。
 4. 当座預金口座の開設後、顧客から手形・小切手用紙の交付請求があった場合には、実費を徴収したうえで必要と認められる枚数を交付する。
- (27) 下記のスーパー定期預金（半年複利型）を満期日前に解約した。このスーパー定期預金に係る税引後利息額として、次のうち正しいものはどれか。なお、計算にあたっては、利息額、税額とも円未満切捨てとし、税率は現行税率で計算すること。

元金	200万円
預入日	平成21年1月20日
満期日	平成24年1月20日
利率	年0.30%
付利単位	1円
税区分	源泉分離課税扱い
解約日	平成22年5月25日
解約日現在の普通預金利率	年0.04%
満期日前解約利率	
・ 6カ月未満	解約日における普通預金利率
・ 6カ月以上1年未満	約定利率の40%
・ 1年以上1年6カ月未満	約定利率の50%
・ 1年6カ月以上2年未満	約定利率の60%
・ 2年以上2年6カ月未満	約定利率の70%
・ 2年6カ月以上4年未満	約定利率の90%

1. 860円
2. 2,620円
3. 2,986円
4. 3,223円

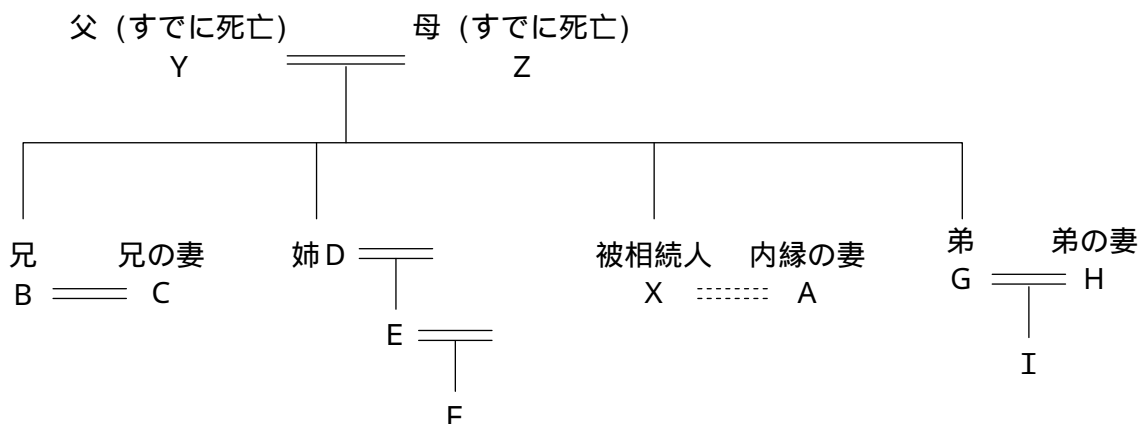
(28) 個人向け国債について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 変動金利型、固定金利型のいずれも、額面1万円以上、1万円単位で購入できるが、国債証券は発行されず、金融機関に開設される振替口座簿上で管理がなされる。
2. 変動金利型、固定金利型のいずれも、金利の下限があり、変動金利型では0.08%、固定金利型では0.05%となっている。
3. 変動金利型は発行後1年、固定金利型は発行後2年経過すれば、原則としていつでも中途換金することができる。
4. 変動金利型について第2期利子支払日以後に中途換金する場合は直前2回分の利子（税引前）相当額の80%が、固定金利型について第4期利子支払日以後に中途換金する場合は4回分の利子（税引前）相当額の80%が、それぞれ、額面金額と経過利子相当額の合計額から控除される。

(29) 一時払養老保険に係る税金について、次のうち最も適切なものはどれか。なお、保険契約者（＝保険料負担者）、被保険者および満期保険金受取人は同一人であるものとする。

1. 保険期間が10年で、満期保険金が1,000万円、一時払保険料が900万円の一時払養老保険が満期になり、満期保険金を受け取った場合、100万円が一時所得の金額となり、50万円が総合課税の課税対象となる総所得金額に算入される。
2. 保険期間が10年で、満期保険金が1,000万円、一時払保険料が900万円の一時払養老保険が満期になり、満期保険金を受け取った場合、50万円が一時所得の金額となり、25万円が総合課税の課税対象となる総所得金額に算入される。
3. 保険期間が10年で、満期保険金が1,000万円、一時払保険料が900万円の一時払養老保険が満期になり、満期保険金を受け取った場合、100万円が一時所得の金額となり、25万円が総合課税の課税対象となる総所得金額に算入される。
4. 保険期間が5年で、満期保険金が1,000万円、一時払保険料が980万円の一時払養老保険が満期になり、満期保険金を受け取った場合、一時所得としての金額が算出されないため、当該保険差益は課税対象外となる。

(30) 親族関係が次のとおりであったXが死亡した場合の相続人について、次のうち最も適切なものはどれか。



1. Xの相続人は、内縁関係にあるAと兄弟のB，DおよびGである。
2. BがXの死亡以前に死亡していた場合には、CがBを代襲相続する。
3. DおよびEがXの死亡以前に死亡していた場合でも、FがDを代襲相続することはできない。
4. GがXの死亡以前に死亡しており、IがXの死亡以前に他人の養子(特別養子ではない)になっていた場合には、IがGを代襲相続することはできない。

(31) 上場株式の配当課税について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 発行済株式の総数の5%以上に相当する数の株式を有する者(いわゆる大口株主)は、その大口株主となっている法人から支払を受ける配当につき、申告分離課税を選択できない。
2. 確定申告した配当等は、申告分離課税または総合課税のいずれを選択しても、配当控除の適用を受けることができる。
3. 大口株主以外の者が上場株式の配当について確定申告をする場合には、銘柄ごとに、総合課税か申告分離課税かを選択することができる。
4. 申告分離課税を選択した上場株式に係る配当所得の金額から、同一年に生じた上場株式に係る譲渡損失の金額を控除することができるが、前年以前に生じた上場株式に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがあったとしても、当該金額を控除することができる場合はない。

(32) 60歳台前半の老齢厚生年金について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 60歳台前半の老齢厚生年金を受給するには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしており、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、かつ年齢要件を満たしている必要がある。
2. 60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日に応じて段階的に引き上げられ、昭和36年4月2日以後生まれの男性および昭和41年4月2日以後生まれの女性には、原則として支給されない。
3. 報酬比例部分相当の老齢厚生年金のみが支給されている60歳から65歳になるまでの夫（厚生年金保険に20年以上加入）に生計を維持されている妻がいる場合、夫が60歳の時から配偶者加給年金額が加算される。
4. 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者でないときは、在職老齢年金の支給調整を受けることはない。

(33) フラット35について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. フラット35は、独立行政法人住宅金融支援機構と民間金融機関とが提携して実現した長期固定金利型住宅ローンである。
2. フラット35は、最長35年の長期固定金利型住宅ローンであり、資金受取り時に返済終了までの金利・返済額が確定している。
3. フラット35の融資可能金額は、100万円以上8,000万円以下で、建設費または購入価額の80%以内（1万円単位）である。
4. フラット35の金利は、一般に融資期間（20年以下・21年以上）に応じて異なり、また、取扱金融機関によっても異なる。

(34) 手形交換制度における不渡異議申立について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 手形交換制度における不渡異議申立は、0号不渡事由、第1号不渡事由、第2号不渡事由のいずれの場合においてもすることができ、これにより不渡報告、取引停止処分を免れることができる。
2. 手形交換制度における不渡異議申立は、手形の振出人または引受人が、支払金融機関に対して不渡手形金額相当額を異議申立預託金として差し入れ、支払金融機関が手形交換所に対して同額を異議申立提供金として提供することによりなされる。
3. 第2号不渡事由のうち、「契約不履行」または「盗難」の場合は、これらの事由であることを証する一定の資料を添付して手形交換所に請求し、不渡手形審査専門委員会の承認が得られれば、異議申立提供金の提供の免除を受けることができる。
4. 異議申立をした日から1年を経過した場合、支払金融機関は、手形交換所から異議申立提供金の返還を受けることができる。

(35) 振込の組戻しと取消について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 振込依頼人から仕向銀行に組戻しの依頼があり、仕向銀行が被仕向銀行に対し組戻しの電文を発信した場合、被仕向銀行は、振込資金がまだ受取人の預金口座に入金されていなければ、受取人の承諾を得ることなく組戻しに応じることができる。
2. 振込依頼人から組戻しの依頼があったが、振込資金がすでに受取人の預金口座に入金されていて組戻しができなかった場合に、振込依頼人から仕向銀行に対し、受取人に連絡をとってもらいたい旨の要請があっても、仕向銀行としては、振込依頼人と受取人との間で協議し解決してもらうよう依頼すべきである。
3. 重複発信、受信銀行名・店名相違など、仕向銀行の事務ミスにより、仕向銀行から取消の依頼があった場合には、被仕向銀行は、受取人の承諾を得ることなく取消に応じることができる。
4. 振込依頼人が振込依頼書を誤記し、その記載内容どおりに電文を発信した場合であっても、振込依頼人が重要な顧客であるときは、仕向銀行は、振込の取消をすることができる。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務等を定めているが、同法上、個人情報とは、(ア)に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいうとされている。また、同法上、個人情報取扱事業者とは、原則として、(イ)を事業の用に供している者をいうとされている。個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの(ウ)を請求された場合、原則としてそれに応じる義務を負っている。

- | | | |
|-------------|--------------|-----|
| 1. ア生存する個人 | イ個人情報データベース等 | ウ開示 |
| 2. ア生存する個人 | イ個人データ | ウ公表 |
| 3. ア法人および個人 | イ個人情報 | ウ開示 |
| 4. ア法人および個人 | イ保有個人データ | ウ公表 |

(37) 総合口座の貸越限度額は、定期預金を担保とする場合は、一般に担保定期預金合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額までとされている。また、公共債を担保とする場合は、公共債の種類によって異なるが、一般に額面合計額の(ア)または200万円のうちいずれか少ない金額とされている。公共債を担保とする場合で、公共債が数種ある場合には、(イ)、(ウ)、政府保証債、地方債の順に担保とする。

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| 1. ア60%～80% | イ割引国債 | ウ利付国債 |
| 2. ア60%～80% | イ利付国債 | ウ割引国債 |
| 3. ア70%～80% | イ割引国債 | ウ利付国債 |
| 4. ア70%～80% | イ利付国債 | ウ割引国債 |

(38) 積立定期預金は、一般に、一定の積立期間を定め、積立期間中に、毎月一定日に金銭を預入し、満期日にはその合計額と利息が支払われる仕組みの定期預金である。一方、定期積金は、一定期間内の一定日に一定の金銭（これを、「（ア）」という）を払い込み、条件どおり払込みを完了した場合に、満期日に（イ）を受け取ることができる。（イ）は、払い込んだ金銭と、利息に相当する（ウ）を合計したものである。（ウ）は、所得税法上は（エ）とされる。

- | | | | |
|---------|---------|----------|--------|
| 1. ア積み金 | イ 給付一時金 | ウ 給付特別金 | エ 利子所得 |
| 2. ア積み金 | イ 積立報酬金 | ウ 積立利息金 | エ 一時所得 |
| 3. ア掛金 | イ 満期金 | ウ 特別利息金 | エ 利子所得 |
| 4. ア掛金 | イ 給付契約金 | ウ 給付補てん金 | エ 雑所得 |

(39) 手形法上、手形に必ず記載しなければならない事項が定められており、これを手形要件という。手形要件の記載が欠けている手形は、手形としての効力を有しない。このため手形交換制度においても、（ア）を事由とする不渡については、原則として、不渡届の提出を要しないとされている。ところが、手形要件のうち、受取人と確定日払の手形における（イ）については、経済的には重要な意味がないため、実務上、記載されないままとされることが多い。このため、（ウ）は、「確定日払の手形で（イ）のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができる」旨を特約している。また、手形交換所規則上も、確定日払の手形で（イ）のないものまたは手形で受取人の記載のないものを、（ア）を事由として不渡にすることは認められていない。

- | | | |
|----------|-------|-----------|
| 1. ア裏書不備 | イ 支払地 | ウ 当座勘定規定 |
| 2. ア形式不備 | イ 振出日 | ウ 当座勘定規定 |
| 3. ア形式不備 | イ 振出日 | ウ 銀行取引約定書 |
| 4. ア裏書不備 | イ 支払地 | ウ 銀行取引約定書 |

(40) 金融機関は、原則として有価証券関連業を営むことはできないが、金融商品（ア）業務を行う場合、金融機関が顧客の（イ）による注文を受けてその計算において売買を行う場合、あるいは国債・地方債・（ウ）の引受け・売出し・募集の取扱いの場合などには、有価証券関連業を行うことが認められている。

- | | | |
|--------|------|---------|
| 1. ア仲介 | イ 書面 | ウ 政府保証債 |
| 2. ア販売 | イ 委託 | ウ 政府保証債 |
| 3. ア仲介 | イ 委託 | ウ 財投機関債 |
| 4. ア販売 | イ 書面 | ウ 財投機関債 |

(41) 債務返済支援保険は、一般に、債権者を保険契約者、債務者を被保険者とし、(ア) を保険金受取人とする保険であり、被保険者が疾病や傷害により就業できない状態となり、その状態が(イ)日間を超えて継続した場合に、保険金受取人に保険金が支払われる。保険金の支払期間は、1回の保険事故につき最長(ウ)年間である。

- 1. ア債務者 イ90 ウ5
- 2. ア債務者 イ30 ウ3
- 3. ア債権者 イ90 ウ3
- 4. ア債権者 イ30 ウ5

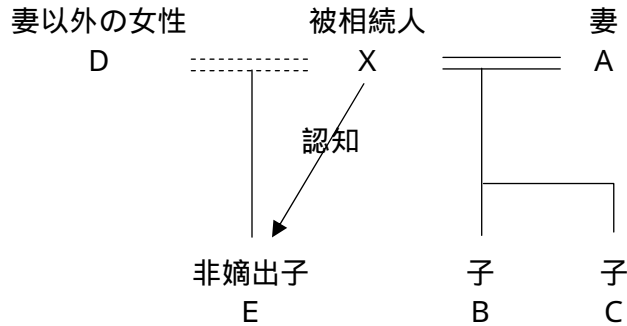
(42) 医療保険には、一般に、10年、20年等の保険期間が定められている定期型と、一生涯保障の続く終身型とがあり、定期型には、さらに(ア)型と(イ)型がある。保障内容、保障金額等が同一の場合、同じ契約年齢の初回保険料は、(ア)型のほうが(イ)型よりも安い。近年は、医療保険に先進医療特約を付加する医療保険も販売されている。先進医療特約による給付の対象は、原則として、健康保険法等の規定に基づく評価療養のうち、(ウ)先進医療による療養(先進医療ごとに定められる施設基準に適合する病院・診療所で行われるものに限る)に限られる。

- 1. ア全期 イ更新 ウ厚生労働大臣が定める
- 2. ア更新 イ全期 ウ保険会社が指定する
- 3. ア更新 イ全期 ウ厚生労働大臣が定める
- 4. ア全期 イ更新 ウ保険会社が指定する

(43) 相続税の計算にあたって課税遺産総額を算出するには、被相続人から相続または遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額から、(ア)万円と1,000万円に法定相続人の数を乗じて得た金額との合計額を控除する。ただし、被相続人に実子(実子とみなされる者を含む)がなく養子(実子とみなされる者を除く)がある場合に、当該法定相続人の数に算入する養子の数は、(イ)が上限である。相続または遺贈により財産を取得した者が、当該相続または遺贈に係る被相続人の一親等の血族および配偶者以外の者である場合においては、原則として、その者に係る相続税額は、100分の(ウ)に相当する金額を加算した金額になる。

- 1. ア5,000 イ2人 ウ20
- 2. ア3,000 イ1人 ウ6
- 3. ア5,000 イ1人 ウ20
- 4. ア3,000 イ2人 ウ6

(44) 次のような親族関係にあったXが、すべての財産を知人Yに遺贈する旨の遺言を残して死亡した場合における遺留分権利者は、(ア)であり、その割合は、Xの財産の(イ)である。また、Xに、3,500万円の資産および400万円の債務があり、Xが、相続開始の3カ月前にYに対して500万円を贈与していた場合、具体的な遺留分額は、Aについては(ウ)万円で、Eについては(エ)万円である。



- | | | | |
|------------------------|----------|-------|-------|
| 1. ア A , B , C , D , E | イ 2 分の 1 | ウ 400 | エ 300 |
| 2. ア A , B , C , D , E | イ 3 分の 1 | ウ 100 | エ 120 |
| 3. ア A , B , C , E | イ 2 分の 1 | ウ 900 | エ 180 |
| 4. ア A , B , C , E | イ 3 分の 1 | ウ 600 | エ 200 |

(45) 被相続人の死亡により、相続人その他の者が、当該被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金で被相続人の死亡後(ア)年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合は、(イ)において、(ウ)の課税対象となる。

- | | | |
|--------|-----------|-------|
| 1. ア 1 | イ 支給を受けた者 | ウ 所得税 |
| 2. ア 1 | イ 被相続人 | ウ 相続税 |
| 3. ア 3 | イ 被相続人 | ウ 所得税 |
| 4. ア 3 | イ 支給を受けた者 | ウ 相続税 |

(46) 公的年金等の所得区分は(ア)とされており、公的年金等に係る(ア)の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から所定の公的年金等控除額を控除した残額とされている。この公的年金等控除額は、その年中の公的年金等の収入金額および受給者の年齢が65歳以上であるか65歳未満であるかによって異なるが、受給者の年齢が65歳以上であるか65歳未満であるかは、原則としてその年の(イ)における年齢によって判定される。また、受給者が「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を公的年金等の支払者に提出していた場合、公的年金等の収入金額から所定の控除額を差し引いた額に(ウ)%を乗じた金額が所得税として源泉徴収される。

- | | | |
|----------|----------|-------|
| 1. ア雑所得 | イ 1月1日 | ウ 5 |
| 2. ア一時所得 | イ 1月1日 | ウ 7.5 |
| 3. ア雑所得 | イ 12月31日 | ウ 5 |
| 4. ア一時所得 | イ 12月31日 | ウ 7.5 |

(47) 65歳からの老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の加入期間が(ア)以上ある人に、老齢基礎年金の上乗せの年金として支給される。なお、65歳以上70歳未満の間に厚生年金保険の被保険者として勤務する場合は、60歳台後半の在職老齢年金の仕組みにより年金額が調整される。具体的には、老齢基礎年金は(イ)され、老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額と月収(総報酬月額相当額)の合計額が支給停止調整額以下の場合は、老齢厚生年金は全額支給され、支給停止調整額を超えた場合には、超えた額の(ウ)相当額(月額)の年金が支給停止される。

- | | | |
|----------|----------|--------|
| 1. ア 1年 | イ 全額支給停止 | ウ 3分の1 |
| 2. ア 1カ月 | イ 全額支給停止 | ウ 2分の1 |
| 3. ア 1年 | イ 全額支給 | ウ 3分の1 |
| 4. ア 1カ月 | イ 全額支給 | ウ 2分の1 |

(48) 確定拠出年金の企業型年金に加入していた人が、会社を退職して国民年金の第3号被保険者となった場合などで、確定拠出年金制度に加入できない状況になったときは、一定の要件を満たせば、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、脱退一時金の支給を請求することができる。この一定の要件とは、企業型年金加入者、企業型年金（ア）者、個人型年金加入者または個人型年金（ア）者でないこと、請求日における個人別管理資産額が（イ）円以下であること、最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して（ウ）を経過していないことである。

- 1. ア運用指図 イ 500,000 ウ 1年
- 2. ア運営管理 イ 15,000 ウ 6カ月
- 3. ア運用指図 イ 15,000 ウ 6カ月
- 4. ア運営管理 イ 500,000 ウ 1年

(49) 振出日が2010年4月21日の小切手の支払呈示期間は（ア）までであり、満期日が2010年4月29日の手形の支払呈示期間は（イ）までである。

（参考）2010年4月、5月のカレンダー（印は銀行休業日）

日	月	火	水	木	金	土
(4月) 18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	(5月) 1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

- 1. ア 5月6日 イ 5月7日
- 2. ア 4月30日 イ 5月7日
- 3. ア 5月6日 イ 5月6日
- 4. ア 4月30日 イ 5月6日

(50) 貸金庫契約の法的性質は、(ア)であるとするのが通説であり、金融機関は貸金庫の内容物について責任を負わない。また、貸金庫の契約者につき相続が開始した場合には、その相続人は、法律上、貸金庫契約を(イ)。もつとも、相続の開始は、貸金庫契約の(ウ)の1つとされている。

- | | | |
|------------------|---------|--------------|
| 1. ア 貸金庫という箱の賃貸借 | イ 承継しない | ウ 解約事由 |
| 2. ア 内容物の寄託 | イ 承継しない | ウ 期限の利益の喪失事由 |
| 3. ア 内容物の寄託 | イ 承継する | ウ 期限の利益の喪失事由 |
| 4. ア 貸金庫という箱の賃貸借 | イ 承継する | ウ 解約事由 |